

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 44 号

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 20 号) 第 6 条の規定に基づき、
茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公
表する。

平成 20 年 9 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎



茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免等及び職員数に関する状況

(1) 任命・任用解除者数の状況

ア 任命者数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

一般職員 19 名 (関係市町村からの派遣による。)

イ 任命解除者数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

一般職員 2 名 (茨城県及び関係市町村からの派遣関係満了による。)

(2) 職員数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

32 名

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

平均給料月額 300,894 円

平均年齢 37 歳

(2) 特別職の報酬等の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬の月額		金 額
広域連合長	報 酬	年 額	60,000 円
副広域連合長		年 額	48,000 円
議 長		日 額	7,000 円
副議長		日 額	6,000 円
議 員		日 額	5,000 円
選挙管理委員		日 額	4,000 円
監査委員（議選）		日 額	5,000 円
監査委員（識見）		年 額	48,000 円
公平委員		日 額	4,000 円
附属機関の委員等		日 額	4,000 円
産業医		月 額	20,000 円

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間について（平成 20 年 4 月 1 日現在）

〔一般職員の場合〕

○ 勤務時間： 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 40 時間として
ています。

1 日の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
までの休憩時間を除いた 8 時間としています。

○ 休憩時間： 正午から午後 1 時までとしています。

○ 週休日： 日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日について（平成 20 年 4 月 1 日現在）

正規の勤務時間においても勤務することを要しない日

○ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

○ 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

(3) 休暇について（平成 20 年 4 月 1 日現在）

派遣元の例によるものとしています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

派遣職員であるため該当はありません。

5 職員のサービスの状況

育児休暇、介護休暇は該当がありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

研修名	期間	人数	研修先
高齢時代の保健・医療	4日間	1人	市町村アカデミー

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣職員であるため該当はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

派遣元地方公共団体の例によるものとしています。

(2) 利益の保護の状況

該当はありません。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度における措置要求事案はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成19年度における不服申立て事案はありません。